

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令

令和 2年 1月28日厚生労働省令第9号

改正：令和 2年 1月31日厚生労働省令第11号（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-附則-	
施行日：令和 2年 2月 1日	
<p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日〔令和二年二月七日〕から施行する。</p> <p>(この省令の失効)</p> <p>2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、公布の日から起算して四日を経過した日〔令和二年二月一日〕から施行する。</p> <p>(この省令の失効)</p> <p>2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。</p>
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 1月31日 厚生労働省 令 第11号～	
施行日：令和 2年 2月 1日	
◆追加◆	附 則（令和二・一・三一厚労令一）
-改正法・附則- ～令和 2年 1月31日 厚生労働省 令 第11号～	
施行日：令和 2年 2月 1日	
◆追加◆	この省令は、公布の日から施行する。
